

西海市教育委員会（令和6年第1回臨時会）会議録

期 日：令和6年1月18日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 崇 森下 直也、

（書記） 係長 横尾 泰則

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 平田 真希子

社会教育課 課長 作中 修

課長補佐 浦崎 光芳、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和6年第1回臨時教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 議事

日程第1「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育総務課マイクロバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて）」

○教育長

日程第1「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育総務課マイクロバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案説明)

議案第1号、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育総務課マイクロバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて）の提案理由を説明させていただきたいと思っております。

令和6年第1回西海市議会臨時会に、西海市長が提案予定の令和3年11月7日に佐世保市松山町で発生した人身事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

本件につきましては、来週月曜日22日開催予定の臨時議会に、議案第2号として提案する予定の議案となっております。今回の損害賠償案件につきましては、交通事故の発生から示談交渉に不測の期間を要し、また、損害賠償額も多額となっておりますので丁寧な説明をさせていただいて、教育委員の皆様には内容のご理解をしていただきたいと思いますところと考へております。

本件は2年以上前になりますが、令和3年11月7日に学校教育課業務として、英検二次試験会場である佐世保市の聖和女子学院高等学校へ中学生を送迎中の教育総務課所管のマイクロバスが、道幅の狭い坂道において対向車と離合のため停車した後、再発車する際に相手方の左肩と接触したものです。施設損壊事故等発生概要書、こちらをご覧くださいと思っております。

相手方につきましては、昭和47年8月生まれ当時49歳の専業主夫男性の方になります。事故の概要ですが、学校教育課の会計年度任用職員である当時74歳の運転手になりますが、英検二次試験会場への中学生受験者送迎の用務のため教育総務課所管の29人乗りのマイクロバスを運転し、聖和女子学院高等学校に向かっていた際に発生した事故になります。

事故の状況略図、及び、関係資料をご覧くださいなのですが、運転手は目的地付近の道の狭い道路において、前方から進行してきた車両を避けるためマイクロバスを左側に寄せて一旦停車し、その後再度発車させております。この時車両後方から坂道を上ってくる生徒3、4名と前方から坂道を下ってくる相手方、そのお子様お2人の存在を確認したため、ミラーで周囲の状況を確認しながらゆっくりと発車をさせましたが車両が動いた際に車体左側面と、相手方左肩が接触したものです。

本件に係る示談交渉についてですが、相手方は事故の翌日11月8日から通院治療を開始し、1年後の令和4年11月11日に治療自体は終了しております。一旦は後遺障害申請はしないため、賠償の話を進めてほしいとの申し出があったところですが、市が加入する自動車共済である一般財団法人全国自治協会からの損害賠償額の提示額に難色を示し、昨年7月から相手方が弁護士に委任し、示談交渉を行うなどしたため不測の期間を要しております。

担当課の高尾学校教育課長より、事故発生から現時点までの本市の対応と経過、再発防止策、人身損害賠償額の根拠等詳細について説明をさせていただきます。なお会議録の作成の関係で、本議案につきましては、個人情報が含まれている内容になりますので、その点については、ご留意をさせていただきたいというふうに思っているところです。それでは学校教育課長より説明させます。

○学校教育課長

学校教育課のほうから説明をさせていただきます。次長説明の部分と重なる部分もありますが、詳しく説明をさせていただきます、どうぞよろしく申し上げます。事故発生から現時点までの対応について説明をいたします。

11月7日（日）発生直後の状況は先ほど概要説明でお伝えしたとおりですが、担当と運転手は、謝罪をして病院受診を勧めたのですが、相手方が固辞したこともありますし、生徒を試験会場に送らなければならないというのもあって、この時点では警察を入れておりません。午後から学校教育課長、運転手、担当で実際に相手方を訪問して謝罪をし、警察にも連絡を入れております。相手方は、当日の受診ではなく翌日に受診すると謝罪の際に話しております。14時40分頃から約1時間、佐世保警察署2名を入れて、双方立会いによる現場確認をしております。

相手側の対応は、翌日11月8日、山口てつ整形外科を受診し、頸椎捻挫、左肩関節捻挫、末梢神経障害という診断を受けています。12月20日には、新たに長崎労災病院を受診し神経ブロック治療を始めています。学校教育課は11月8日に教育次長、教育長への事故概要を報告し、運転手からは顛末書報告書を提出させました。また、11月10日には、午後から警察も入り、相手方と学校教育課立会いのもと、実況見分についての内容確認を行っております。

11月29日には、運転手が佐世保警察署で聴取を受けています。その中で、相手方が治療中であること、治療については保険対応であるとの説明があったことを確認しています。この間、学校教育課としては保険会社同士のやりとりになりますので、相手方が治療を終了する令和4年11月11日まで約1年間となりますが、相手方保険会社からの治療終了の連絡を待っていた期間となっております。

11月18日に保険会社から財務課に連絡があったことで、学校教育課は本件に関する概要確認を行いました。教育長、教育次長へも報告をしております。相手方はこの時点で、治療は終了したものの後遺障害の申請をするかどうか検討するという意向がありましたので、学校教育課としては引き続き相手方保険会社からの連絡を待つこととしておりました。半年ほど経過した今年度、令和5年6月6日に相手方から、後遺障害を申請しない、損害賠償の話を進めてほしいとの連絡が保険会社に入りました。6月に相手方に動きがありましたので私どもは、7月臨時議会への議案提出準備に入りました。しかし相手方から示談書などの提出がなかったため、7月臨時議会への議案提出を取下げしております。7月から8月にかけては、相手方が弁護士を立て賠償希望額の提示がありました。市側の保険会社はこの時点で相手側が要求する賠償額の中に、専業主夫としての休業補償を求める内容が含まれておりましたので、休業補償に応じられない旨を相手方弁護士へ伝えております。その後、約3ヶ月が経過した12月7日に相手方弁護士から、自動車共済サービス、市財務課を通じて学校教育課へ、最終賠償額に合意したとの連絡がありましたので12月13日に市長、副市長へ説明をさせていただき、今回の示談額に了承する旨の内容で相手方に回答することを確認いたしました。12月20日には、経過に関する資料を取り寄せました。あわせて、議会での情報公開については、相手方とも弁護士を通じて確認をとっている状況であります。経過については以上です。

続いて、再発防止に向けた取組について説明をいたします。3点示しております。

再発防止に向けた対策について。

1点目、個々の運転技術と経験の把握及び、適切な判断力の有無を十分に検討し任用する。

2点目、任用する全ての会計年度任用職員に対する安全運転の徹底に向けた指導の確実な実施、研修会及び、綱紀の保持や、交通安全週間に係る学校への通知を通して指導を重ねているところであります。今後も、会計年度任用職員を対象とした研修会を活用して指導を継続してまいります。

3点目、マイクロバス運転手全員を対象とする4月業務開始前の安全運転講習の実施、講師には西海警察署の署員をお願いしようと思っております。

大きく3点について、今回のような会計年度職員による交通事故が生じないよう対策をとってまいりましたが、3点目の西海警察署に依頼しての安全運転の講習につきましては、今回明確に示談が成立する運びとなりましたので、4月の業務開始前に確実に実施をしていきたいと考えております。

最後に、人身損害賠償額の内訳について説明をさせていただきます。

内訳については、①治療関係費、②看護料、③雑費その他、④休業損害、⑤障害慰謝料ということで、この①から⑤までを足した部分が、損害賠償額の合計として、⑥186万5,315円となっております。⑦過失相殺額、⑧損害賠償額、⑨既に支払った額として、83万11円。最終の支払い額として⑩103万5,304円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長

議案第1号の説明がありました。質疑はありませんか。

○北島委員

2点質問ですが、まず運転されていた方の免許種類を教えてください。それから、経過の中で、休業補償について応じられないということですが、1年ほどの治療の中で、結果的に認めたという形ですがその辺の詳しい経過が分かれば教えてください。

○教育次長

まず1点目の運転手の運転免許証の取得状況ですけれども、この方について免許の種類として、大型、中型、そして大型特殊の免許も取っているところです。昭和41年に取得をされております。参考までに英検会場への送迎の状況ですけれども、これまで平成30年に2回、令和元年度に1回、令和3年度に2回、令和4年度に3回ということで慣れていらっしゃる方ではないのかなと考えているところです。

2点目の最終的に休業補償を認めるような形になったのですが、相手方弁護士が休業補償について、裁判で使うような基準に基づいて休業補償の請求をしているところです。具体的に申し上げますと、男性については家事従事者ということで、賃金センサツ（賃金構造基本統計調査）の金額をもとに年間の収入が381万9,000円ほどの収入、そういった基準がございます。その金額に基づいて、要は2分の1の分が損失額であろうという金額を出しているところです。相手方の弁護士からの提示、こちらの自動車共済の担当と協議をして最終的に金額で折り合った形になっております。

当初、市が加入している自動車共済については、休業補償の規定根拠というのがなかつ

たのですが、最終的な示談交渉の中で双方合意をした金額ということで、根拠については先ほど説明した内容となっております。

○北島委員

ありがとうございます。免許については特段乗客を乗せるという、2種免許の取得ってというのは要件としては確認されてないのでしょうか。

○教育次長

マイクロバスについてはご承知のとおり児童生徒あるいは一般の市民の方も乗車するような形にはなるのですが、2種免許については、基本的に不要であると確認がされておりますので免許証の写しも、こちらのほうに提出をいただいているのですが2種免許については、持ってない形になっております。

○北島委員

ありがとうございます。総論ですけれども、今回やっぱりいろんな状況を考えたときに不運が重なった部分もあって、大変運転手さんご本人にも長い間ですね、どこか気が重たい時間という非常に長かったのかなあと感じております。そうした中で、どうしても受傷者の方の申し出が基本になる中で、今回はその事故検証というのも警察のほうでされると、また複数の医療機関のほうでの治療根拠というのが、これは医師法に基づいた形で治療を行われて、いわゆる医療費の請求というのもあっているというところかというと、これについてはもう疑義の挟みようがないと思います。その上での、弁護士さん先方ですね立てられての示談交渉という中で、しっかりと様々な前例ですとか、あるいは、ここにあります弁護士の手引書があるということですけどもこういったことに基づいた、積算根拠というところでの、最終的に妥当であろうという判断もされた上で市長のほうも了承されているというところですので、私としてはこの上で何か、裁判沙汰にしていくまでは考えにくいのかなあと。ここでしっかりと示談をされて、合意されて、この件については終結されるのがいいのかなというふうに感じたところです。はい。以上です。

○教育長

ほかに何か質疑はございませんか。

○武宮委員

すみませんちょっと2点お尋ねしたいのですが、教育総務課所管のマイクロバスにドライブレコーダーはついているか、この当時ついていたかどうかということと、あと運転されていた方が当時74歳ということですが、この会計年度任用職員さんを雇用する場合に、特に運転手としてその年齢の制限というか、その辺のご配慮はなかったのかどうかお尋ねします。

○教育次長

まず1点目ですけれどもドライブレコーダーについて、マイクロバス、そして通常学校の通学に使うスクールバス等についても設置をしております。ただ、このマイクロバス、相手方との接触については、左側面というところで撮影する範囲に入っておりません。本件については事実確認が出来ないような状況になっておりました。

次に2点目です。会計年度任用職員の年齢、雇用については特に制限は設けられておりません。国の考え方として高齢者についても雇用を促進していこうと、今後雇用の年数自体は、だんだん伸ばしていこうという動きがある確認をしております。特にその年齢制限

については、設けていないという状況ですが、やはりこういった事故等も起こっておりますので年度当初の任用の際に、学校教育課の課長のほうから説明したような確認については必要になってくるであろうと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

○北島委員

大変申し訳ないです。武宮委員さんからのご意見だったのですが、年齢において能力を査定するということはエイジズム（年齢差別）という考え方に通じますので、あくまでやはり能力査定というところが基本になろうかと思っておりますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長

ほかにございませんか。

○教育次長

損害賠償額説明の中で、今回北島委員のほうからご質問があったところなのですが、障害慰謝料、これについての説明が漏れておりましたので説明をさせていただきます。弁護士基準という形で、治療期間及び受傷内容から算定をするとされております。実質ここが慰謝料相当額ですけれども、これについては民事交通事故訴訟、損害賠償額算定基準で日弁連（日弁連交通事故相談センター）が基準を設けております。この金額に基づいて算出をしているということになっております。以上でございます。

○教育長

ほか質疑はございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって、「議案第1号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育総務課マイクロバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第2号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（財産の無償譲渡について）」

○教育長

日程第2「議案第2号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（財産の無償譲渡について）」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案説明)

議案第2号です。提案理由ですが、令和6年第1回西海市議会臨時会に、西海市長が提案予定の財産の無償譲渡について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

この財産の無償譲渡についての議案ですが、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

1、無償譲渡する財産

建物 名称 旧西海市崎戸温水プール

所在地、構造等、延床面積については記載のとおりです。

2、譲渡の相手方

福岡県福岡市博多区下川他町3番1号

ダイヤソルト株式会社代表取締役社長 熊野直敏

3、無償譲渡の経過及び目的

旧西海市崎戸温水プールは、平成4年4月1日に旧崎戸町が設置した施設で平成23年9月30日まで供用したのち、同年10月1日から施設利用を休止し、その後、令和2年12月末日をもって社会体育施設としての用途を廃止したことに伴い、遊休施設となっておりました。利用休止期間及び遊休施設となつてからの期間を通じて利活用策について検討し、令和5年11月27日から12月18日の期間で当施設の土地・建物を一体で売却することを前提に、民間事業者から利活用の提案を公募したところ1事業者から応募があり、同月26日に西海市プロポーザル方式業者選定委員会で審査した結果、崎戸地区内で製塩工場を運営するダイヤソルト株式会社を優先交渉権者に選定をしております。

同社の提案で、建物部分が無償と算定していることを受け、同社への建物の売却について検討した結果、将来市が負担すべき建物解体費用に係る財政負担を軽減するとともに遊休施設の有効活用により市内の産業振興にも資するものと判断し、同社に対し建物を無償譲渡しようとするものでございます。

旧西海市崎戸温水プールの位置図を付けております。同施設の立面図、平面図になります。なお、本件に係るプロポーザルの実施につきましては、昨年の12月の定例会の中で、委員の皆様にご紹介をさせていただいたところです。

プロポーザルの審査結果、あるいはこれまでの経過と今後の予定等について、担当課である作中社会教育課長より説明をさせていただきたいと思っております。

○社会教育課長

それでは先ほどお配りしました議案第2号参考資料というものをご覧いただきたいと思っております。先ほど教育次長のほうから説明申し上げましたとおり経過及び予定というところで、11月27日にプロポーザルの公募の開始をいたしております。

1 事業者ダイヤソルト株式会社から応募があり、12月26日に審査会を行っているというところであります。

この譲渡議案への意見申出議案の提案をしております。来週20日月曜日に市の臨時議会に譲渡議案の提案を行う予定で、同時に財産処分報告書も県に提出をいたします。2月末までに、建物の表題登記を完了する予定です。それから補修工事の竣工が3月26日までの予定ということで、3月27日には財産処分報告書の受理をいただいた時点で、譲渡の本契約の締結ということになりまして、市の方ですけど譲渡本契約締結、所有権移転登記がこの日付で行う予定にしております。

3月31日の指定期日というのは、事業者に対して倉庫としての用途ができるような改装などを行って、用途を申し出た、用途で活用ができる期限の示した指定期日ということになっております。参考資料に対するご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第2号の説明がありました。質疑はありませんか。

○北島委員

失礼します。内容につきましては前回も詳しく考え方もお示しいただいておりますし、今回そのプロポーザル形式で決まったということで、全体的な考え方を教えていただいたと思っています。私自体の捉え方も、誤解があるかもしれませんので、そういったところまたご説明いただければと思うのですが、このような西海市内ですね、教育財産も含めた、市の財産ってところの遊休施設であったりとか、老朽施設であったり、こういったところの今後の取扱いということは当然、今後出てくると思います。その中で今回のように、民間の活用と民間との連携ということも当然あろうかと思うのですが、この件で言えば、特に崎戸の皆さんがご利用されていたプールというのが、一つなくなって後は、市のものでもなくなってしまいうという現実になります。今後について西海市全体を考えたときに、例えば健康増進、市民の活力を推進するようなこういった教育、スポーツ振興での代替案といいますか考え方、総体的にやはり市民の体力を向上あるいは健康増進、他課との連携もあろうかと思うのですが、検討されているのでしょうか。

○教育次長

ただいまのご質問にお答えします。実際教育委員会に限らず市の財産については遊休施設がたくさんあります。全体的な考え方といたしましては、基本的に耐用年数10年を超える部分については遊休施設であれば、基本的に改修をしたり、あるいは他の施設との複合化をしたりという形、施設の価値を高めるような形の改修をするという基本的な考え方があります。

耐用年数がほぼ達している施設、近い施設については基本的に民間の活用をするというのがあります、それが出来なければ建物を解体する基本的な考え方があります。そういった遊休施設については、公有財産利活用推進本部会議という市の会議がありまして、その中で一つ一つ検討するような形になっております。今回の温水プールという特異な施設については個別対応する形でやっておりますので、公有財産利活用推進本部会議の中で検討したという形ではございません。今後税収が減っていくような状況の中で、これまでの施設を維持するというのはなかなか難しいところもあります。ですから施設の複合化、

あるいは統合というふうなところを進めなければいけないと考えております。既存の健康増進の施設であったりというところは、社会教育課が所管する施設、スポーツ施設であったり、あるいはその公民館施設を健康づくりのための教室として使ったりそういったところの考え方もありますし、あるいは学校施設を地域に開放して余裕教室であったり実際使っていないような教室、グラウンドとか体育館を地域に開放していくような対応というところが考えられると思っております。

ご質問の今後の施設整備の考え方、住民福祉の向上のための施設整備の考え方ですけれども、同じような目的の施設については複合化、あるいは統合という形でせざるを得ないところが根底にあるということで、ご理解をしていただきたいと思っております。

○北島委員

おっしゃったところは、そのとおりでらうなあとと思います。先般人口、動態の状況、2060年でしたでしょうか長崎県が33%減そういった中で、西海市は50%人口減少の中で言われる財源の問題もあろうかと思うのですが、同時にやはりその市民の西海市に対する、資源の魅力っていうのがやっぱり一つ一つなくなっていくことは我慢してくださいという状況は、いろんな工夫であったり、様々な制度を創設したりあるいは、次の西海市に向けてのビジョンづくりということも含めて、今言われた複合型でこういうことが出来ないだろうかとか、例えば、佐世保の東部クリーンセンターは温水プールを熱源でつくっていますし、ジムをそこに開設していますが西海市民の方がそういった体力づくりしようと思っても、なかなか出来ないというところも考えるとぜひ、ほかの課とも連携しながらですね、創意工夫の中で市民の方が健康増進できるようなそういったところも一つ考え方としてしっかりと持っただきたいなということ、要望としてお伝えしときたいなと思います。

○教育次長

ありがとうございました。健康増進という部分ではないのですが、学校教育課と防災基地対策課のほうで防災食育センターの整備に向けた形の準備を今少しずつ進めているところです。これについては通常は学校給食をつくる給食センターとして整備をするのですが、災害発生時については防災拠点機能もつける形になっております。合わせて食育を進めるような研修施設という使い方もできるような形になっております。

これまで各部局でいろんな施策の目的等あって施設を整備したところですが、今後については横断的な検討を踏まえた施設整備計画をこれから進める必要があるのかなと考えておりますので、北島委員さんからいただきましたご意見については、十分加味しながら、政策を進める上で考えていくように感じたところです。ありがとうございました。

○教育長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第2号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(財産の無償譲渡について)」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

5. その他

○教育長

その他について、事務局から報告等ありますか？

○教育総務課長

次回定例教育委員会のスケジュール案ということでお配りをさせていただいておりますが、1月25日、定例教育委員会を午後2時30分から、大瀬戸コミュニティセンターの2階の会議室で開催をしたいと思っております。

それが終わりましたから、教育委員会の表彰式。3時30分から受け付けを行って午後4時から、コミュニティセンターの3階大会議室で表彰式を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○教育長

ほかにありませんか。よろしいですか。

委員の皆さんから何かありますか。

次回の定例教育委員会：1月25日 (木) 午後1時30分～

大瀬戸コミュニティセンター 2階第1会議室

6. 閉会

○教育長

これで、本日の臨時教育委員会を閉会いたします。(午前10時20分閉会)